

4-2 ばいじん

(1) 大気汚染防止法による規制

(法施行規則第4条、同第7条第2項、同別表第2)

ア 適用地域及び対象施設

都内全域のばい煙発生施設 (表 3-1-1)

イ 規制基準

表 4-2-1 に掲げる排出基準

次式により算出されたばいじん濃度に適用する。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : ばいじんの濃度 (単位 g/m^3)O_n : 施設の種類ごとに標準酸素濃度の値の欄に掲げる値O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は 20%とする。) (単位 %)C_s : 日本産業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの濃度
(単位 g/m^3)

ただし、標準酸素濃度の値の欄に O_s とある施設及び熱源として電気を使用する施設
にあつては、上記の式による補正は行わない。

また、表 4-2-1 中の「番号」とは、大気汚染防止法施行令別表第 1 の項番号をいう。

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その1）

（法施行規則第4条、別表第2）

法

番号	細番号	ばい煙発生施設の種別	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 （湿り）〕	標準酸素濃度の （%）	排出基準値（g/m ³ ）		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域に S46.6.23 までに 設置され、又は着 工された施設 及び特別区以外 の区域に設置さ れた施設	特別区の区域に S46.6.24 から S57.5.31 までの 間に着工された 施設	特別区の区域に S57.6.1 以後に 着工された施設
1	①	ガス専焼 ボイラー （⑤以外）	4 以上	5	0.05	0.05 又は0.05 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.03
			4 未満		0.10	0.10	0.05
	②	液体燃焼 ボイラー （③、⑤ 以外）	20 以上	4	0.05 既設 ^{※2} は当分 0.07	0.05 又は0.05 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.04
			4～20		0.15 既設は当分 0.18	0.15 又は0.05 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.05
			1～4		0.25	0.25 又は0.05 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.15
			1 未満	当分の 間 Os	0.30	0.20	0.15
	③	黒液燃焼 ボイラー （⑤以外）	20 以上	Os	0.15 既設は当分 0.20	0.15	0.10
			4～20		0.25 既設は当分 0.35	0.20	0.15
			4 未満		0.30 既設は当分 0.35	0.20	0.15
	④	石炭燃焼 ボイラー （⑤以外）	20 以上	6	0.10 ^{※3} 既設は当分 0.15	0.10 ^{※3}	0.05
			4～20		0.20 ^{※3} 既設は当分 0.25	0.20 ^{※3} 又は0.20 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.10
			4 未満		0.30 ^{※3} 既設は当分 0.35	0.30 ^{※3} 又は0.20 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.15
	⑤	触媒再生 塔付属 ボイラー		4	0.20 既設は当分 0.30	0.20 又は0.20 (Os) のい ずれか厳しいもの	0.15
	⑥	固体燃料 ボイラー （①～⑤ 以外）	4 以上	当分の 間 Os	0.30	0.20	0.15
4 未満			0.30 既設は当分 0.40		0.20	0.20	

（つづく）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その2）
小型ボイラー^{※1}に係る特則

番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸素濃度の値 (%)	排出基準値 (g/m ³)				
					S60.9.9 までに 設置され た施設	S60.9.10 から H2.9.9 までに 設置された施設		H2.9.10 以後設置 された施設	
						一般 排出基準	特別 排出基準	一般 排出基準	特別 排出基準
1	①	ガス専焼 ボイラー (⑤以外)		5	当分の 間適用 しない	当分の 間適用 しない	当分の 間適用 しない	当分の 間適用 しない	当分の 間適用 しない
	②	液体燃焼 ボイラー (③、⑤以 外)	1 以上	4		0.50 ^{※4}	0.30 ^{※4}	0.30 ^{※4}	0.15 ^{※4}
			1 未満	当分の 間 Os					
	③	黒液燃焼 ボイラー (⑤以外)		Os		0.50	0.30	0.30	0.15
	④	石炭燃焼 ボイラー (⑤以外)		6		0.50	0.30	0.30	0.15
	⑤	触媒再生 塔付属 ボイラー		4		0.50 ^{※4}	0.30 ^{※4}	0.20 ^{※4}	0.15 ^{※4}
	⑥	固体燃料 ボイラー (①～⑤以 外)		当分 の間 Os		0.50	0.30	0.30	0.20

(つづく)

- ※1 小型ボイラーとは、「伝熱面積が 10 m²未満でバーナー燃焼能力が重油換算 50L/時以上のボイラー」をいう。
- ※2 既設とは、「特別区の区域に S46.6.23 までに設置された施設及び特別区以外の区域に S57.5.31 までに設置された施設」をいう。
- ※3 発熱量 5,500kcal/kg 以下の石炭のみを燃焼させるものは 0.45
- ※4 軽質燃料（灯油、軽油、A重油）を専焼させるもの、ガス及び軽質燃料を混焼させるものについては当分の間適用しない。

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その3）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その3）							法
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸素濃度の濃度値 (%)	排出基準値 (g/m ³)		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域にS46.6.23までに設置され、又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設	特別区の区域にS46.6.24からS57.5.31までの間に着工された施設	特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設
2	①	ガス発生炉		7	0.05	0.05	0.03
	②	加熱炉		7	0.10	0.10 又は0.10 (Os) のいずれか厳しいもの	0.03
3	①	焙焼炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.15	0.15	0.10
	②	フェロマンガ ン製造用焼結炉		Os	0.20	0.20	0.10
	③	焼結炉 (②以外)		Os	0.15	0.15	0.10
	④	煨 ^か 焼炉	4以上	Os	0.20 ただし、既設は当分0.25	0.20	0.10
4未満			0.25 ただし、既設は当分0.30		0.20	0.15	
4	①	高炉		Os	0.05	0.05	0.03
	②	溶鋳炉 (①以外)		Os	0.15	0.15	0.08
	③	転炉		Os	0.10 ただし、燃焼型で既設は当分0.13	0.10	0.08
	④	平炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
4未満			0.20		0.20	0.10	
5		金属溶解炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.20 ただし、アルミニウムの用に供する反射炉は当分0.30	0.20	0.10

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その4）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その4）							法
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 （湿り）〕	標準酸素濃度の値 （%）	排出基準値（g/m ³ ）		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域に S46.6.23 までに 設置され、又は着 工された施設 及び特別区以外 の区域に設置さ れた施設	特別区の区域 に S46.6.24 か ら S57.5.31 ま での間に着工 された施設	特別区の区域に S57.6.1 以後に着 工された施設
6		金属加熱炉	4 以上	当分の 間 Os	0.10 ただし、既設 は当分 0.15	0.10	0.08
			4 未満		0.20 ただし、既設 は当分 0.25	0.20	0.10
7		石油加熱炉	4 以上	6	0.10	0.10 又は0.10 (Os) のいずれか厳しいもの	0.05
			4 未満		0.15 ただし、潤滑油の 用に供する 1 万 m ³ /時未満で既 設は当分 0.18	0.15 又は0.10 (Os) のいずれか厳しいもの	0.08
8		触媒再生塔		6	0.20 ただし、既設 は当分 0.30	0.20	0.15
8-2		燃焼炉		8	0.10	0.10 又は0.10 (Os) のいずれか厳しいもの	0.05
9	①	土中釜 （石灰焼成炉に限る）		15	0.40	0.40 又は0.40 (Os) のいずれか厳しいもの	0.20
	②	石灰焼成炉 （①以外）		15	0.30	0.30 又は0.30 (Os) のいずれか厳しいもの	0.15
	③	セメント焼成炉		10	0.10	0.10 ただし、4 万m ³ /時 以上のものであつ ては0.10 (Os) のいずれか厳しいもの	0.05
	④	耐火レンガ、耐火物原料製造用焼成炉	4 以上	18	0.10	0.10 又は0.10 (Os) のいずれか厳しいもの	0.05
4 未満			0.20		0.20 又は0.20 (Os) のいずれか厳しいもの	0.10	

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その5）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その5）							法
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 （湿り）〕	標準酸素濃度の濃度値 （%）	排出基準値（g/m ³ ）		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域にS46.6.23までに設置され、又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設	特別区の区域にS46.6.24からS57.5.31までの間に着工された施設	特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設
9	⑤	焼成炉（①～④以外）	4以上	当分の間Os	0.15	0.10	0.08
			4未満		0.25	0.20	0.15
	⑥	板ガラス、ガラス繊維製品製造用溶融炉	4以上	15	0.10	0.10 又は0.10（Os）のいずれか厳しいもの	0.05
			4未満		0.15	0.15	0.08
	⑦	光学ガラス、電気ガラス、フリット製造用溶融炉	4以上	16	0.10	0.10 ただし、るつぼ炉以外のものにあつては0.10（Os）のいずれか厳しいもの	0.05
			4未満		0.15 ただし、既設は当分0.30	0.15	0.08
	⑧	溶融炉（⑥、⑦以外）	4以上	15	0.10	0.10 ただし、るつぼ炉以外のものにあつては0.10（Os）のいずれか厳しいもの	0.05
			4未満		0.20	0.20 ただし、るつぼ炉以外のものにあつては0.20（Os）のいずれか厳しいもの	0.10
10		反応炉、直火炉	4以上	6 ただし、当分の間Os	0.15	0.10	0.08
			4未満		0.20 ただし、活性炭の用に供する1万m ³ /時未満で既設は当分0.30	0.20	0.10 ただし、活性炭の用に供する1万m ³ /時未満のものにあつては当分0.15

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その6）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その6）							法
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 〔最大定格排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸素濃度の濃度値 (%)	排出基準値 (g/m ³)		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域にS46.6.23までに設置され、又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設	特別区の区域にS46.6.24からS57.5.31までの間に着工された施設	特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設
11	①	骨材乾燥炉		16 (直接熱風乾燥炉はOs)	0.50 ただし、2万m ³ /時未満で既設は当分0.60	0.50 又は0.40 (Os) のいずれか厳しいもの	0.20
	②	乾燥炉 (①以外)	4以上	16 (直接熱風乾燥炉はOs)	0.15	0.15 又は0.10 (Os) のいずれか厳しいもの	0.08
4未満			0.20 既設は当分 1~4万m ³ /時は 0.30 0~1万m ³ /時は 0.35		0.20 又は0.20 (Os) のいずれか厳しいもの	0.10	
12	①	合金鉄(珪素含有率40%以上)製造用電気炉		Os	0.20	0.20	0.10
	②	合金鉄(珪素含有率40%未満)、カーバイド製造用電気炉		Os	0.15	0.15	0.08
	③	電気炉 (①、②以外)		Os	0.10	0.10	0.05
13		廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/時以上	12	0.04 (H10.7.1以降に設置) 0.08 (H10.6.30までに設置)		
			焼却能力 2~4t/時		0.08 (H10.7.1以降に設置) 0.15 (H10.6.30までに設置)		
			焼却能力 2t/時未満		0.15 (H10.7.1以降に設置) 0.25 (H10.6.30までに設置)		

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その7）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その7）							法
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 (湿り)〕	標準酸素濃度の濃度値 (%)	排出基準値 (g/m ³)		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域に S46.6.23 までに設置され、又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設	特別区の区域に S46.6.24 から S57.5.31 までの間に着工された施設	特別区の区域に S57.6.1 以後に着工された施設
14	①	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.15	0.15	0.08
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉		Os	0.15	0.15	0.10
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鋳炉		Os	0.15	0.15	0.08
	④	銅、鉛、亜鉛精錬用転炉		Os	0.15	燃焼型 0.15 燃焼型以外 0.10	0.08
	⑤	銅、鉛、亜鉛精錬用溶解炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
4未満			0.20 ただし、1万 m ³ /時未満で既 設は当分0.30		0.20	0.10	
⑥	銅、鉛、亜鉛精錬用乾燥炉	4以上	16 (直接 熱風乾 燥炉は Os)	0.15 ただし、気流 搬送方のも ので既設は当分 0.18	0.15 又は0.10 (Os) のいずれか徹し いもの	0.08	
		4未満		0.20 ただし、既設 は当分 0.30	0.20 又は0.20 (Os) のいずれか徹し いもの	0.10	
18		活性炭製造用反応炉		6	0.30	0.30	0.15
20		アルミニウム精錬用電解炉		Os	0.05	0.05	0.03
21	①	燐等製造用焼成炉		15	0.15	0.15	0.08
	②	燐等製造用溶解炉		Os	0.20	0.20	0.10

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その8）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その8）							法
番号	細番号	ばい煙発生施設の種類の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 （湿り）〕	標準酸素濃度の濃度値 （%）	排出基準値（g/m ³ ）		
					一般排出基準		特別排出基準
					特別区の区域にS46.6.23までに設置され、又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設	特別区の区域にS46.6.24からS57.5.31までの間に着工された施設	特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設
23	①	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉		16（直接熱風乾燥炉はOs）	0.10	0.10 ただし、4万m ³ /時以上のものにあつては0.10（Os）のいずれか厳しいもの	0.05
	②	トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉		15	0.15	0.15	0.08
24		鉛二次精錬用溶解炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.20	0.20	0.10
25		鉛蓄電池製造用の溶解炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.15	0.15	0.08
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	Os	0.10	0.10	0.05
			4未満		0.15	0.15	0.08
	②	鉛系顔料製造用反射炉		Os	0.10	0.10	0.05
	③	鉛系顔料製造用反応炉（硝酸鉛製造用を除く）		6（鉛酸化物製造用はOs）	0.05	0.05	0.03
28		コークス炉		7	0.15	0.15	0.10

(つづく)

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その 9）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その 9）					法	
番 号	細 番 号	ばい煙 発生施設の種類	規模 〔最大定格 排出ガス量 万m ³ /時 （湿り）〕	標準酸素 濃度の値 （%）	排出基準値（g/m ³ ）	
					一般排出基準	特別排出基準
					特別区以外の区域 にS63.2.1以降に着 工された施設	特別区の区域に S63.2.1以降に着 工された施設
29		ガスタービン （非常用を除く）		16	0.05	0.04
30		ディーゼル機関 （非常用を除く）		13	0.10	0.08

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その 10）

表 4-2-1 大気汚染防止法 ばいじん排出基準（その 10）						法
番 号	細 番 号	ばい煙 発生施設の種類	規模	標準酸素 濃度の値 （%）	特別区の区域に H3.1.31までに設 置され又は着工さ れた施設及び特別 区以外の区域に設 置された施設	特別区の区域に H3.2.1以後に着工 された施設
31		ガス機関 （非常用を除く）		0	0.05	0.04
32		ガソリン機関 （非常用を除く）		0	0.05	0.04

備考

- 1 燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）には適用しない。
- 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
- 3 非常用の29項から32項までの施設については、当分の間、この基準を適用しない。

(2) 環境確保条例による規制

1) 適用地域及び対象施設

都内全域の工場・指定作業場に設置されるばい煙施設

2) 規制基準

ア 工場 ①総排出量に係る基準、②ばい煙施設に係る基準（表 4-2-2）

イ 指定作業場 ばい煙施設に係る基準（表 4-2-3）

ウ 集じん装置の設置義務（表 4-2-4）

3) 排出量の算定

ばいじんの量の測定は、JIS Z8808 に定める方法による。

基準値は次の式により算出されたばいじん量に適用する。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C：ばいじんの量（単位 g）

O_n：施設の種類ごとの標準酸素濃度の値の欄の掲げる値。ただし、同欄に O_s とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、当該施設ごとの O_s と同じ値とする。

O_s：総排出物中の酸素濃度（20%を超える場合は 20%とする。）（単位 %）

C_s：日本産業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 g）

ア-① 工場の総排出量に係る基準（条例第 68 条、別表 7 1 (2) (ア)）

条例

$$D = \frac{(d_1 q_1 + d_2 q_2 + d_3 q_3 + \dots) \times C + (d'_1 q'_1 + d'_2 q'_2 + d'_3 q'_3 + \dots)}{q_1 + q_2 + q_3 + \dots + q'_1 + q'_2 + q'_3 + \dots}$$

D：工場からの許容排出濃度（単位 g/m³）

d：特別区の区域に S46.6.24 までに設置され、若しくは着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設について、施設ごとの表 4-2-2 の基準値の㊦の欄に掲げる値

又は、特別区の区域に S46.6.25 以後 S57.5.31 までの間に着工された施設について、施設ごとの表 4-2-2 の基準値の㊦の欄に掲げる値

d'：特別区の区域に昭和 S57.6.1 以後に着工された施設について、施設ごとの表 4-2-2 の基準値の㊦の欄に掲げる値

q：特別区の区域に S57.5.31 までに設置され、又は着工された施設及び特別区以外の区域に設置された施設について、施設ごとの総排出物の量を次の式により換算した値

$$q = \frac{21 - O_s}{21 - O_n} \cdot q_s$$

(つづく)

この式において、 O_s 、 O_n 及び q_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

O_s ：施設ごとの総排出物中の酸素の濃度
(20%を超える場合は 20%とする。) (単位 %)

O_n ：施設ごとの表 4-2-2 の標準酸素濃度の値の欄に掲げる値。ただし、同欄に O_s とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、当該施設ごとの O_s と同じ値とする。

q_s ：施設ごとの総排出物の量 (単位 $m^3/時$)

q' ：特別区の区域に S57.6.1 以後に着工された施設について、施設ごとの総排出物の量を次の式により換算した値

$$q' = \frac{21 - O_s}{21 - O_n} \cdot q_s$$

この式において、 O_s 、 O_n 及び q_s' は、それぞれ次の値を表すものとする。

O_s ：施設ごとの総排出物中の酸素の濃度
(20%を超える場合は 20%とする。) (単位 %)

O_n ：施設ごとの表 4-2-2 の標準酸素濃度の値の欄に掲げる値。ただし、同欄に O_s とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、当該施設ごとの O_s と同じ値とする。

q_s' ：施設ごとの総排出物の量 (単位 $m^3/時$)

C:付表左欄に掲げる dq 及び $d'q'$ の和の値ごとに同表の右欄に掲げる値

付表

dq 及び $d'q'$ の和の値	C の値
10,000 未満	1.00
10,000～30,000	0.95
30,000 以上	0.90

ア② 工場のばい煙施設に係る基準（別表7 1(2)(イ)）

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その1）

条例

施設の種類	施設の規模 総排出物の量 万m ³ /時 (湿り)	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域にS46.6.24までに設置され、又は着工された施設及び特別区域以外の区域に設置された施設	㊧ 特別区の区域にS46.6.25からS57.5.31までの間に着工された施設	㊨ 特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設	
1 ボイラー	1 ガスを専焼させるもの（5号に掲げるものを除く。）	4以上	5	0.05	0.05	0.03
		4未満		0.10	0.10	0.05
	2 重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの (3号及び5号に掲げるものを除く。)	20以上	4	0.05	0.05	0.04
		4~20		0.15	0.05	0.05
		1~4		0.25	0.20	0.15
		1未満	Os	0.30	0.20	0.15
	3 紙パルプ製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの (5号に掲げるものを除く。)	20以上	Os	0.15	0.15	0.10
		4~20		0.25	0.20	0.15
		4未満		0.30	0.20	0.15
	4 石炭を燃焼させるもの (5号に掲げるものを除く。)	20以上	6	0.10	0.10	0.05
		4~20		0.20	0.20	0.10
		4未満		0.30	0.20	0.15
	5 石油の精製用に供する流動接触分解装置のうちの触媒再生塔に附属するもの		4	0.20	0.20	0.15
6 1から5までに掲げるもの以外のもの	4以上	Os	0.30	0.20	0.15	
	4未満		0.30	0.20	0.20	
2 水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉		7	0.05	0.05	0.03	
3 水性ガス又は油ガス発生用に供する加熱炉		7	0.10	0.10	0.03	

(つづく)

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その2）

条例

施設の種類	施設の規模 (総排出物の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域に S46.6.24 ま でに設置され、 又は着工され た施設及び 特別区域以外 の区域に設置 された施設	㊧ 特別区の区域 に S46.6.25 か ら S57.5.31 ま での間に着工 された施設	㊨ 特別区の区 域に S57.6.1 以後に着工 された施設	
4 金属 の精錬又 は無機化 学工業品 の製造の 用に供す る焙焼炉	1 銅、鉛又は亜鉛 の精錬の用に供す るもの	4 以上	Os	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.15	0.15	0.08
	2 1 に掲げるも の以外のもの	4 以上		0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.15	0.15	0.10
5 金属 の精錬又 は無機化 学工業品 の製造の 用に供す る焼結炉 (ペレッ ト焼成炉 を含む。)	1 フェロマンガ ンの製造の用に供 するもの		Os	0.20	0.20	0.10
		2 1 に掲げるも の以外のもの		0.15	0.15	0.10
6 金属の精錬又は無機化 学工業品の製造の用に供す る煅焼炉		4 以上	Os	0.20	0.20	0.10
		4 未満		0.25	0.20	0.15
7 金属の 精錬の用 に供する 転炉	1 銅、鉛又は亜鉛 の精錬の用に供す るもの		Os	0.15	0.15	0.08
		2 1 に掲げる以外 のもの		0.10	0.10	0.08
8 金属の精錬の用に供する 平炉		4 以上	Os	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.20	0.20	0.10
9 金属 の精製又 は鑄造の 用に供す る溶解炉	1 銅、鉛又は亜鉛 の精錬の用に供す るもの及び鉛の二 次精錬（鉛合金の 製造を含む。）又は 鉛の管、板若しく は線の製造の用に 供するもの	4 以上	Os	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.20	0.20	0.10

(つづく)

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その3）

条例

施設の種類	施設の規模 (総排出物の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域にS46.6.24までに設置され、又は着工された施設及び特別区域以外の区域に設置された施設	㊧ 特別区の区域にS46.6.25からS57.5.31までの間に着工された施設	㊨ 特別区の区域にS57.6.1以後に着工された施設	
9 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	2 鉛蓄電池又は鉛系顔料の製造の用に供するもの	4 以上	Os	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.15	0.15	0.08
	3 1及び2に掲げるもの以外のもの	4 以上	Os	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.20	0.20	0.10
10 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理若しくは溶融メッキの用に供する加熱炉	4 以上	Os	0.10	0.10	0.08	
	4 未満		0.20	0.20	0.10	
11 石油製品、石油化学製品又はコーラル製品等の製造の用に供する加熱炉	4 以上	6	0.10	0.10	0.05	
	4 未満		0.15	0.10	0.08	
12 窯業製品の製造の用に供する焼成炉	1 石灰焼成炉のうち土中釜	15	0.40	0.40	0.20	
	2 石炭焼成炉のうち土中釜以外のもの		0.30	0.30	0.15	
	3 セメントの製造の用に供するもの	10	0.10	0.10	0.05	
	4 耐火れんが又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4 以上	18	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.20	0.20	0.10
5 1から4までに掲げるもの以外のもの	4 以上	Os	0.15	0.10	0.08	
	4 未満		0.25	0.20	0.15	

(つづく)

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その4）

条例

施設の種類	施設の規模 (総排出物の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域に S46.6.24 までに設置され、又は着工された施設及び特別区域以外の区域に設置された施設	㊧ 特別区の区域に S46.6.25 から S57.5.31 までの間に着工された施設	㊨ 特別区の区域に S57.6.1 以後に着工された施設	
13 窯業製品の製造の用に供する熔融炉	1 板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供するもの	4 以上	15	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.15	0.15	0.08
	2 光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4 以上	16	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.15	0.15	0.08
	3 1 及び 2 に掲げるもの以外のもの	4 以上	15	0.10	0.10	0.05
		4 未満		0.20	0.20	0.10
14 窯業製品の製造の用に供する加熱炉		15	0.20	0.20	0.10	
15 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	1 鉛系顔料の製造の用に供する反応炉		6 (鉛酸化物製造用は Os)	0.05	0.05	0.03
	2 1 に掲げるもの以外のもの	4 以上	Os	0.15	0.10	0.08
		4 未満		0.20	0.20	0.10

(つづく)

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その5）

条例

施設の種類	施設の規模 (総排出物の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)		
			㉞ 特別区の区域に S46.6.24 までに設置され、又は着工された施設及び特別区域以外の区域に設置された施設	㉟ 特別区の区域に S46.6.25 から S57.5.31 までの間に着工された施設	㊱ 特別区の区域に S57.6.1 以後に着工された施設
16 乾燥炉	1 骨材乾燥の用に供するもの		0.50	0.40	0.20
	2 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの	4 以上	0.15	0.10	0.08
		4 未満	0.20	0.20	0.10
	3 トリポリリン酸ナトリウムの製造(原料としてリン鉱石を使用するものに限る。)の用に供するもの		0.10	0.10	0.05
	4 1から3までに掲げるもの以外のもの	4 以上	0.15	0.10	0.08
4 未満		0.20	0.20	0.10	
17 金属の精製若しくは精錬、製鉄、製鋼又は合金若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	1 合金鉄(珪素の含有率が 40%以上のものに限る。)の製造の用に供するもの		0.20	0.20	0.10
	2 合金鉄(珪素の含有率が 40%未満のものに限る。)又はカーバイドの製造の用に供するもの		0.15	0.15	0.08
	3 1及び2に掲げるもの以外のもの		0.10	0.10	0.05

(つづく)

表 4-2-2 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（工場）（その6）

				基準値 (g/m ³)		
施設の種別	施設の規模 (総排出物の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸 素濃度 の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域 に S46.6.24 ま でに設置され、 又は着工され た施設及び 特別区域以外 の区域に設置 された施設	㊧ 特別区の区域 に S46.6.25 か ら S57.5.31 ま での間に着工 された施設	㊨ 特別区の区域 に S57.6.1 以後 に着工された 施設	
18 廃棄物焼却炉	1 焼却能力が 4 t/時以上	12	0.04 (H10.7.1 以降に設置) 0.08 (H10.6.30 までに設置)			
	2 焼却能力が 2~4 t/時		0.08 (H10.7.1 以降に設置) 0.15 (H10.6.30 までに設置)			
	3 焼却能力が 200 kg~2 t/時		0.15 (H10.7.1 以降に設置) 0.25 (H10.6.30 までに設置)			
	4 焼却能力が 200 kg/時未満		0.15 (H10.9.1 以降に設置) 0.25 (H10.8.31 までに設置)			
(注) S46.6.25 から H10.6.30 までの間に特別区の区域において、設置の工事が着手されたもの（焼却能力が 200 kg/時未満のものを除く。）に係る排出基準は、当該施設に係る改正前の排出基準による許容限度又は改正後の排出基準による許容限度のいずれか厳しいものとする。						
改正前の 排出基準	1 連続式のもの	4 以上	Os	0.15	0.10	0.08
		4 未満		0.50	0.20	0.15
	2 1 に掲げるもの 以外のもの			0.50	0.40	0.25
19 空き缶再生の用に供する蒸し焼き炉		Os	0.50	0.40	0.25	
20 3、10、11 及び 14 の項 に掲げる加熱炉以外の加熱 炉	4 以上	Os	0.10	0.10	0.08	
	4 未満		0.20	0.20	0.10	

備考

- 1 燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）には適用しない。
- 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

② 指定作業場に係る基準（条例第 68 条、同別表第 7 1 (2) イ）

表 4-2-3 ばい煙施設ごとのばいじん排出基準（指定作業場）

条例

施設の種類	施設の規模 (総排出物の量 万m ³ /時 (湿り))	標準酸素濃度の値 (%)	基準値 (g/m ³)			
			㊦ 特別区の区域に S46.6.24 までに設置され、又は着工された施設及び特別区域以外の区域に設置された施設	㊧ 特別区の区域に S46.6.25 から S57.5.31 までの間に着工された施設	㊨ 特別区の区域に S57.6.1 以後に着工された施設	
方式・用途による区分						
1 ボイラー	1 ガスを専焼させるもの	4 以上	5	0.05	0.05	0.03
		4 未満		0.10	0.10	0.05
	2 重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの	20 以上	4	0.05	0.05	0.04
		4～20		0.15	0.05	0.05
		1～4		0.25	0.20	0.15
	3 石炭を燃焼させるもの	1 未満	Os	0.30	0.20	0.15
		20 以上	6	0.10	0.10	0.05
	4～20	0.20		0.20	0.10	
	4 未満	0.30		0.20	0.15	
	4 1 から 3 までに掲げるもの以外のもの	4 以上	Os	0.30	0.20	0.15
4 未満		0.30		0.20	0.20	
18 廃棄物焼却炉	1 焼却能力が 4 t/時以上		12	0.04 (H10.7.1 以降に設置) 0.08 (H10.6.30 までに設置)		
	2 焼却能力が 2～4 t/時			0.08 (H10.7.1 以降に設置) 0.15 (H10.6.30 までに設置)		
	3 焼却能力が 200 kg～2 t/時			0.15 (H10.7.1 以降に設置) 0.25 (H10.6.30 までに設置)		
	4 焼却能力が 200 kg/時未満			0.15 (H10.8.31 以降に設置) 0.25 (H10.8.31 までに設置)		
(注) S46.6.25 から H10.6.30 までの間に特別区の区域において、設置の工事が着手されたもの（焼却能力が 200 kg/時未満のものを除く。）に係る排出基準は、当該施設に係る改正前の排出基準による許容限度又は改正後の排出基準による許容限度のいずれか厳しいものとする。						
改正前の排出基準	1 連続式のもの	4 以上	Os	0.15	0.10	0.08
		4 未満		0.50	0.20	0.15
	2 1 に掲げるもの以外のもの			0.50	0.40	0.25

備考

- この表に掲げるばいじんの量は、工場のばいじんの量の算出方法の例による。
- 燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）には適用しない。
- ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。

4) 集じん装置設置義務（条例第 70 条、条例施行規則第 23 条、同別表第 3）

工場・指定作業場に設置されているばい煙施設（表 3-1-3）のうち、下表左欄に掲げる施設については、右欄に掲げる集じん装置を設置しなければならない。

（注）指定作業場については、※印の施設についてのみ適用する。

表 4-2-4 集じん装置を設置するばい煙施設等の基準（その 1）

条例

ばい煙施設の種類	用途・規模の区分	集じん装置
1 ※ボイラー （伝熱面積が 5 m ² 以上のものに 限る。）	木屑を燃料として使用するもの	遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの
	微粉炭を燃料として使用するもの	電気集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
	その他の石炭を燃料として使用するもの（使用量が 1 t / 日以上のものに限る。）	遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの
	重油を燃料として使用するもので自家用電気の発電を行うもの	
2 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉又は焼結炉		洗浄集じん装置、ろ過集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
3 金属の精錬の用に供する転炉		ろ過集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
4 金属の精錬の用に供する平炉		乾式電気集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
5 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 （羽口面断面積が 0.5 m ² 以上であるか又は重油用バーナーの容量が 50L / 時以上のものに限る。）		洗浄集じん装置、ろ過集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
6 金属の鑄造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 （重油用バーナーの容量が 400L / 時以上のものに限る。）		遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの
7 溶融亜鉛メッキの用に供する加熱炉 （火格子面積が 1 m ² 以上であるか又は重油用バーナーの容量が 50L / 時以上のものに限る。以下 8 の項及び 9 の項に掲げる施設において同じ。）		洗浄集じん装置、ろ過集じん装置又はこれらと同等以上の性能を有するもの

(つづく)

表 4-2-4 集じん装置を設置するばい煙施設等の基準（その2）

条例

ばい煙施設の種類	用途・規模の区分	集じん装置
8 ガラスの製造の用に供する加工炉		遠心力集じん装置（マルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの
9 アスファルト用骨材の乾燥の用に供する乾燥炉		遠心力集じん装置と洗浄集じん装置の併用方式によるもの
10 製鋼の用に供する電気炉		ろ過集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
11 ※廃棄物焼却炉 （火格子面積が 2 m ² 以上のものに限る。）	総排出物量が 4 万 m ³ /時以上（バッチ燃焼式は 20 万 m ³ /時以上）のもの	乾式電気集じん装置又はこれと同等以上の性能を有するもの
	総排出物量が 4 万 m ³ /時未満（バッチ燃焼式は 20 万 m ³ /時未満）のもの	遠心力集じん装置（連続式及びバッチ式のものにあつてはマルチサイクロン方式のものに限る。）又はこれと同等以上の性能を有するもの